

始良市農業委員会総会議事録（7月）

1. 開催日時 平成28年7月29日（金） 午後2時～5時

2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

出席委員（26人）

委 員

1 番	欠 員	1 5 番	川島 兼次
2 番	内甌 達也	1 6 番	柊元 栄治
3 番	今村 逸子	1 7 番	井之上 政尋
4 番	松尾 博好	1 8 番	瀬尾 幹男
5 番	東 隆 雄	1 9 番	夏 田 恒
6 番	恒見 忠雄	2 0 番	池端 隆志
7 番	湯元 秀誠	2 1 番	西 泰 行
8 番	堂前 澄男	2 2 番	坂元 廣幸
9 番	松下 宏一	2 3 番	前田 三枝子
1 0 番	米迫 慎二	2 4 番	森 洋 一
1 1 番	白尾 親昭	2 5 番	西堂路 勝博
1 2 番	宇都 和義	2 6 番	谷口 義文
1 3 番	小長野 誠	2 7 番	小麥田 眞一
1 4 番	本村 正一		

欠席委員 3 番 今村委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について
5. 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地利用目的変更願いについて
9. 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
10. 議案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

	(大会議室に全員着席)
事務局長	姿勢を正してください。
	一同礼。
	〔１、総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成２８年度第４回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は２６名中、２５名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、３番委員から欠席届が出ております。
	会務報告
	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
議 長	資料により説明
	事務局 議事日程に入ります。
議 長	それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	委 員 『異議なし』
議 長	それでは、６番委員、７番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室着席していただきます。なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。
	議案第１号
議 長	それでは、日程第３、議案第１号農用地利用集積計画貸借の意見決定について

	て議題に供します。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号 農用地利用集積計画貸借の意見決定についてご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。この法律につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地の集積等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。 農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は7月31日を予定致しております。また、契約の始期8月1日を予定しております。契約年数、3年が2件、5年が4件、10年が2件 合計8件です。面積につきましては、合計面積の15,694㎡です。農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料2ページから3ページにありますのでご覧になって下さい。 以上、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1番から8番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から8番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について、1番から8番までについては原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第2号 ————— 次に、日程第4、議案第2号農地利用集積計画所有権移転の意見決定について議題に供します。 1番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についてご説明致します。総会資料は、4ページとなります。今月は、1件です。 譲受人、蒲生町下久徳在住の〇〇さん。譲渡人、大阪府堺市在住〇〇さんによる所有権移転です。申請地の所在は、住吉字芳元町〇〇番地、田2, 132㎡です。対価につきましては、総額〇〇円。10a 当たり〇〇円で決定いたしました。以上で議案第2号説明を終わります

議 長	ただいまの事務局説明に関連して 17番委員にあっせん経過報告をお願い致します。
委 員	17番です。農地あっせん報告をいたします。 住吉字〇〇番地、地目は田、2, 132㎡について、7月5日午前9時より、蒲生総合支所 本館2階会議室において、譲渡希望者〇〇氏から委任を受けた〇〇さん、譲受希望者〇〇さんのあっせん会議を行いました。担当委員15番委員、17番委員、27番委員及び事務局職員の立会いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、総額〇〇円。10aあたりにすると〇〇円で無事成立いたしました。なお、今後の手続きとしては嘱託登記により事務局で所有権移転登記を行う予定となっています。以上で農地あっせんの報告をおわります。
議 長	これより、議案第2号1番について、質疑に入ります。何か、ご質問等はありませんか。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についての1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第2号農用地利用集積計画所有権移転の意見決定についての1番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第3号 ————— 次に、日程第5、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、5ページとなります。今月の申請は、3件です。 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。 それでは、ご説明いたします。 1番 譲受人蒲生町米丸在住の〇〇さん。譲渡人京都府亀岡市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字枝宮〇〇番地、字新田〇〇番地、同字〇〇番地〇、同字〇〇番地〇、田、畑 合計面積2, 7

議 長	73㎡です。以上で1番の説明を終わります。
委 員	ただいまの事務局説明に関連して、24番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 24番です。それでは、調査報告をいたします。7月20日、譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取りを行い現地を調査いたしました。本人は、9町5反ほど耕作をしていて機械及び労力には、何も問題ありません。よって当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明いたします。譲受人船津在住の〇〇さん。譲渡人加治木町日木山在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字三代寺〇〇番〇の田で、合計面積が1,012㎡です。〇〇さんは、霧島市隼人町西光寺にて、蓮やストレッチア栽培を行っています。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、12番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	12番です。それでは、調査報告をいたします。7月12日10時に事務局員と譲受人と申請地を見てそれから、譲受人と霧島市隼人町西光寺で、機械調査及び聞き取り調査を行いました。農機具も全部揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番についてご説明いたします。譲受人霧島市福山町在住の〇〇さん。譲渡人の鍋倉在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、鍋倉字坂ノ下〇〇番地〇の畑で、862㎡です。もう一つが譲渡人鍋倉在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、鍋倉字諏訪前〇〇番地〇、田の891㎡、字亀泉院〇〇番地、田 面積が1,303㎡です。譲受人と譲渡人は親子関係であり、譲受人は、霧島市福山町にて夫〇〇さんと共に水稻作付け 野菜栽培を行っております。以上で3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、18番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	18番です。それでは、調査報告をいたします。7月13日 譲受人宅を訪

	問し聞き取りを行い申請地を調査いたしました。申請地の確認及び譲渡人の耕作地を事務局と共に確認し聞き取りを行いました。譲渡人と譲受人は親子関係になります。申請地は現在水稻及び野菜を作付けしており、譲渡人は、夫と共に霧島市福山で野菜などを作付けしています。申請地の耕作に伴う機械については、叔父から借りているので問題はないと思います。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	————— 議案第4号 —————
議 長	次に、日程第6、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から3番について説明をお願いします。それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明します。申請人は始良市〇〇さん、土地の所在は蒲生町白男字川井田〇〇番地〇、地目は田、面積 761㎡です。農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の設定はありません。都市計画区域外です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は鉱泉地です。申請理由は、始良市温泉センターくすの湯の新たな源泉候補地を調査した所、申請地が最適地と判断したためと言う事です。資金は自主財源で対応し、土地改良区の区域外です。被害防除計画書の添付があります。 以上です。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、10番委員から調査の結果並びに補足説

議 長	明をお願いします。 委 員 10番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、白尾地区いきいき交流センターの西隣です。被害防除の現況は、東は宅地、西は田と河川、南は県道、北は市道です。申請実現の確実性は、自主財源であり面積も適当です。市事業の為、確実です。特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、2番について、事務局の説明をお願いします。 事務局 2番についてご説明します。申請人は始良市東餅田在住の〇〇さん、土地の所在は西餅田字中島〇〇番地〇、地目は田、面積120㎡です。農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の設定はありません。都市計画区域内ですが用途の指定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は通路です。申請理由は、昭和36年に耕作用の通路として利用していた為、本手続きをしますとのことで、当時は周辺部が農地であったため200㎡未満の農業用施設の許可不要の通路でありましたが現在では周囲が宅地化したため転用申請をされるものです。資金は現状のまま利用のため不要、土地改良区の意見書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、14番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 14番です。農地区分は、第2種農地であるが、市街地近接農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から西に約150mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地、西は田、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、転用済のため資金は不要です。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。
議 長	次の、3番について、事務局の説明をお願いします。 事務局 3番についてご説明します。 申請人は加治木町反土在住の〇〇さん、土地の所在は加治木町反土字東塩入〇〇番地〇、地目は畑、面積290㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。申請理由は、申請地は日照条件がよく、太陽光発電に最適なため、ということで、資金は自己資金で対応し、水

議 長	利組合の意見書及び被害防除計画書の添付があります。 以上です。
委 員	ただいまの説明の３番に関連して、１２番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 １２番です。農地区分は、第３種農地で問題ありません。申請地の位置は、国道工事事務所加治木出張所から北に約１５０ｍの位置にあります。造成工法は、現状のまま 被害防除の現況は、東は畑と雑種地、西は道路、南は雑種地、北は田です。申請実現の確実性は、九電認定書及び工事費負担金請求書もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。以上終わります。
議 長	これより、議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、１番から３番までについて、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番から３番について、原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番から３番は、原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。
議 長	————— 議案第５号 ————— 次に、日程第７、議案第５号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。１番から１６番について説明をお願いします。 それでは、１番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第５号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての１番についてご説明します。 譲受人は霧島市隼人町の〇〇社、譲渡人は、加治木町木田在住の〇〇さん、土地の所在が加治木町反土字東塩入〇〇番地、地目は田、面積７２５㎡で、権利内容は所有権移転です。もう一人の譲渡人は、加治木町反土在住の〇〇さんの分は、土地の所在が 加治木町反土字東塩入〇〇番地、地目は田、面積２２

議 長	3㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、周囲に日陰になる物もなく、日当たりが良好なため、太陽光発電に適するとの事です。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書及び、被害防除計画書の添付、太陽光発電所関係の経産省及び九州電力の書類も完備しております。以上です。 ただいまの説明に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	12番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、国道工事事務所加治木出張所から北西に約100mの位置にあります。被害防除の現況は、東は田、西は田と道路、南は田、北も田です。申請実現の確実性は、九電認定書及び工事費負担金請求書もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明します。 譲受人は鹿児島市西佐多在住の〇〇さん、譲渡人は大阪市在住の〇〇さん、土地の所在は池島町〇〇番〇、地目は畑、面積399㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第二種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積は97.71㎡です。申請理由は、今後の年齢を考慮し、病院や買い物に便利な生活環境の整った所に一般住宅を建設します。とのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 16番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、Aコープ重富店から北東に約50mの位置にあります。被害防除の現況は、東は畑、西は宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。

議 長 事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 3番についてご説明します。 譲受人は始良市内の〇〇社、譲渡人は始良市加治木町本町在住の〇〇さんの分は、土地の所在が加治木町木田字古川〇〇番地〇、地目は田、面積575㎡で、権利内容は所有権移転です。もう一人の譲渡人は、福岡県筑紫野市在住の〇〇さん、土地の所在が加治木町木田字古川〇〇番地、地目は田、面積350㎡、農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、バイパスが通り、将来住宅街に整備され、住宅需要が見込まれる地域であるので宅地分譲5区画に造成します。との事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 11番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、加治木中央交番の北隣です。被害防除の現況は、東は宅地、西は公園と市道、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長 事務局	次の4番について事務局の説明を求めます。 4番についてご説明します。 譲受人は始良市鍋倉在住の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市吉野町在住の〇〇さん、土地の所在は西餅田字高樋〇〇番、地目は田、面積328㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。申請理由は、息子たちが申請地西側隣接地に居住しており、車両増加に伴い駐車場の確保が必要になり、申請地の無償贈与の話が纏まったため、駐車場として使用したい、との事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区除外済み、また、被害防除計画書の添付があります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、14番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、高樋公民館から西に約50mの位置にあります。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあ

議 長	り確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。
事務局	次の、5番について事務局の説明を求めます。 5番についてご説明します。 譲受人は始良市平松在住の〇〇さん、譲渡人は始良市東餅田在住の〇〇さん、土地の所在は下名字平瀬〇〇番地〇、地目は畑、面積85㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で農用地区域の指定はありません。都市計画外です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。始良市山田支所から500m以内の農地のため、農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は店舗、住宅です。申請理由は、申請地隣接地〇〇番、宅地に建っている住居をリフォームする計画で、申請地を店舗兼住宅と一体利用し庭及び家庭菜園として利用したいとのことで、資金は融資で対応し、土地改良区は区域外、隣接する〇〇番〇、宅地505㎡、と一体利用で、全体事業面積が590㎡となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	10番です。農地区分は、第2種農地であるが、500m以内農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、山田中学校から北に約150mの位置にあります。被害防除の現況は、東は水路、西は宅地、南は道路、北は宅地と山林です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。 6番についてご説明します。 譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん、譲渡人 兵庫県尼崎市の〇〇さんの土地の所在は西餅田上今別府〇〇番地〇、地目は畑、面積421㎡です。譲渡人鹿児島市在住の〇〇さんの土地の所在は西餅田上今別府〇〇番地〇、地目は畑、面積184㎡です。譲渡人は始良市西餅田在住の〇〇さんの土地の所在は西餅田上今別府〇〇番地〇、地目は畑、面積260㎡です。権利内容はいずれも所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。 申請理由は、現在、市道森山線松原線道路新設改良工事のために、営業で使用する敷地及び駐車場を事業用地として始良市に譲渡することになり、そ

議 長	の対象地として本申請地を選定した。とのことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して、15番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 15番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、始良駅から東に約350mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地と田、西は市道敷地、南は市道敷地、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。 7番についてご説明します。 譲受人は始良市内の〇〇社、譲渡人は大阪府在住の〇〇さん、土地の所在は西餅田字上今別府〇〇番地〇、地目は畑、面積467㎡です。権利内容は所有権移転です。 農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、周囲の環境等を考慮すると宅地分譲用地に適所と判断したため、とのことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	15番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、始良駅から東に約350mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。 次の、8番について、事務局の説明を求めます。 8番についてご説明します。 譲受人は鹿児島市の合同会社〇〇社、譲渡人は始良市東餅田在住の〇〇さん、土地の所在は東餅田字老松〇〇番地〇、地目は田、面積672㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広

議 長	がりは10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は貸家、2棟の建築面積が99.37㎡です。申請理由は、通勤の利便性や住居環境等を考慮すると、貸家に適所と判断したため、ということで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は除外済み、被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、14番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	14番です。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、始良警察署から北東に約500mの位置にあります。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。
事務局	9番についてご説明します。 譲受人は鹿児島市在住の〇〇さんで、譲渡人が、始良市東餅田在住の〇〇さんの申請地が、西餅田字中島〇〇番地〇、地目は田、面積779㎡、西餅田字月木前〇〇番地〇、地目は田、面積501㎡、西餅田字月木前〇〇番地〇、地目は田、面積161㎡、西餅田字中島〇〇番地〇、地目は田、面積317㎡、合計4筆の1,758㎡です。 権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。 転用目的は共同住宅と駐車場の1棟の303.5㎡です。申請理由は、申請地に、共同住宅を建設し、生計の資本の一部にしたい、ということで、資金は融資で対応し、土地改良区の意見書はあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	14番です。農地区分は、第2種農地であるが市街地近隣地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から西に約150mの位置にあります。土留め工法は、L型擁壁0.8m 被害防除の現況は、東は道路、西も道路、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。

議 長	次の、１０番について事務局の説明を求めます。
事務局	１０番についてご説明します。 譲受人は加治木町本町在住の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市在住の〇〇さん、他１名の申請地が、加治木町木田字赤坂〇〇番地、地目は田、面積２４６㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり１０ha未満です。従いまして農地区分は３種農地と判断されます。転用目的は賃貸住宅、１棟、建築面積６０．４５㎡です。申請理由は、申請地に、賃貸住宅の建築で検討の結果、需要が見込まれると判断し、生計の資本の一部にする計画に至る、との事で、資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書、及び被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、１１番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	１１番です。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木小学校から南西に約１００mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南は道路、北も道路。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。
議 長	次の、１１番について事務局の説明を求めます。
事務局	１１番についてご説明します。 譲受人は始良市の 〇〇社、譲渡人始良市平松在住の〇〇さんの申請地が、平松字仮屋藪〇〇番地、地目は畑、面積８８６㎡で、譲渡人福岡市在住の〇〇さんの申請地が、平松字仮屋藪〇〇番地、地目は畑、面積５８２㎡で、合計２筆の面積が１、４６８㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内で用途が第１種住居地域に指定されています。土地改良等の施工はありません。農地の広がり１０ha未満です。従いまして農地区分は３種農地と判断されます。転用目的は資材置場です。申請理由は、当社の仕事の都合上、適切な場所に位置しており、ある程度の広さも確保でき、現在不耕作で有効利用されていないことから、選定しました。ということで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。また、隣接地〇〇番地〇の宅地６３１㎡の内８２㎡について通行承諾あります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、１５番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	１５番です。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、

議 長	タイヨー重富店から南東に約100mの位置にあります。被害防除の現況は、東は畑と宅地、西は畑、南は宅地、北も宅地。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。
事務局	次の、12番について事務局の説明を求めます。 12番についてご説明します。 譲受人は始良市の 合同会社〇〇社、譲渡人は、始良市鍋倉在住の〇〇さんの申請地が、東餅田字大小路〇〇番地、地目は畑、面積99㎡です。権利内容は所有権移転です。 農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途設定はありません。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。 申請理由は、近くに賃貸集合住宅を新築する計画があり、その入居者及び来客用駐車場として本件用地を選定しました。ということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	10番です。農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、森林組合から南東に約200mの位置にあります。被害防除の現況は、東は畑、西は宅地、南は道路、北は水路。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。 13番についてご説明します。 譲受人は始良市の〇〇社、譲渡人は岡山県在住の〇〇さんの申請地が、東餅田字大小路〇〇番地、地目は畑、面積99㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が準住居地域に指定されています。土地改良等の施工はありません。ただし、農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、周囲の環境等を考慮すると宅地分譲用地に適所と判断したため、ということで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員から、調査の結果並びに補足説明を

	お願いします。 委員 15番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良警察署から北西に約50mの位置にあります。被害防除の現況は、東は道路、西は水路、南は道路、北は宅地。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	ここで休憩を取ります。 (休憩)
議 長	それでは、休憩を解いて審議にはいります。
委 員	議長
議 長	16番委員
委 員	先ほど現地調査の報告をしました議案第5号の2番についての総合意見で、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として報告いたしましたが、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件ではないので、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告の訂正をお願いします。
議 長	ありがとうございました。 それでは、次の14番について事務局の説明を求めます。
事務局	14番についてご説明します。 譲受人は始良市蒲生町西浦在住の〇〇さん、譲渡人は、始良市平松在住の〇〇さんの申請地が、蒲生町西浦字上宮田〇〇番地、地目は田、面積833㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途設定はありません。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は山林です。申請理由は、住宅に隣接し管理しやすいのでクヌギを植栽し、山林経営をして、将来はシイタケ栽培をする計画であるということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	14番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、

議 長	問題ありません。申請地の位置は、J A西浦支所跡地から南に約20mの位置にあります。被害防除の現況は、東は田、西は宅地と山林、南は山林、北は宅地と県道。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります
事務局	次の、15番について事務局の説明を求めます。 15番についてご説明します。 譲受人は始良市加治木町在住の〇〇さん、譲渡人は2名で、加治木町木田在住の、〇〇さん、親子間の所有権移転で贈与です。加治木町木田字西塩入〇〇番地〇、地目は田、面積151㎡です。権利内容は所有権移転です。加治木町錦江在住の〇〇さん、所有権移転の売買です。加治木町木田字西塩入〇〇番地〇、地目は田、面積510㎡です。合計2筆の661㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されています。土地改良等の施工はありません。ただし、農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、車庫、アトリエの3棟で172.35㎡です。 申請理由は、生前贈与の土地〇〇番地〇、田の151㎡だけでは手狭なため、隣接地〇〇番地〇の田510㎡土地を購入し、自己用住宅を建設したい。ということです。資金は融資で対応し、土地改良区は意見書、被害防除計画書の添付、500㎡を超える理由書があります。また、一般住宅の500㎡を超える案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要かと思われます。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	12番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、龍桜高校から北西に約50mの位置にあります。被害防除の現況は、東は畑、西は宅地、南も宅地、北は道路。申請実現の確実性は、資金証明、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。終わります
議 長	次の、16番について事務局の説明を求めます。
事務局	16番についてご説明します。 借り人は始良市船津在住の〇〇さん、貸し人は始良市船津在住の〇〇さん、親子間の使用貸借権の設定です。船津字船津原 地目は田、面積29㎡です。船津字船津原〇〇番地〇、地目は田、面積246㎡、船津字船津原〇〇番地〇、地目は田、面積395㎡、合計3筆の面積が670㎡です。権利内容は所有権

議 長	移転です。農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途の指定はありません。土地改良等の施工はありません。ただし、農地の広がりには10ha以上です。従いまして農地区分は1種農地と判断されます。転用目的は農家住宅、あと200㎡未満の許可不要の農業用機会倉庫が建っております。 申請理由は、現在、同居で手狭な為、実家に近い申請地に自己用住宅を建築したい。ということです。資金は融資で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。また、1種農地の案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要かと思われます。以上です。 ただいまの説明に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	16番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である。集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、船津公民館から南に約400mの位置にあります。被害防除の現況は、東は田、西は水路、南は市道、北は水路と田 申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から16番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。
委 員	[質問なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から16番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については、意見聴取いたします。 _____ 議案第6号 _____

議 長 事務局	次に、日程第8、議案第6号農地の利用目的変更願について議題に供します。1番、2番について説明をお願いします。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第6号農地の利用目的変更願についての、1番についてご説明します。 申請人は始良市船津在住の〇〇さん、所有者も同一です。土地の所在は船津字樋ノ口〇〇番〇、地目は田 面積603㎡、農地区分は農振農用地区域内で、都市計画内ですが用途の設定はなし、土地改良の施工もなし、但し農地の広がり10ha以上あります。従いまして1種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で申請理由は5年間、田としては利用しておらず盛土をして菜園、自家用として利用したいです。ということです。土地改良区の意見書、被害防除計画書もあります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明の1番に関連して、16番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 16番です。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、船津春花記念碑から南に約150mの位置にあります。被害防除の現況は、東は田、西は宅地、南は宅地、北は水路。申請実現の確実性は、家庭菜園とする為、確実である。現地調査委員としまして承認意見であります。以上、報告を終わります。
議 長 事務局	次の2番について、事務局の説明を求めます。 それでは、2番について説明します。 申請人は加治木町木田在住の〇〇さんです。所有者も同一です。土地の所在は加治木町木田字屋ノ上〇〇番地〇、地目は田 面積375㎡です。農地区分は農振農用地区域内で、都市計画内ですが用途の指定はありません。土地改良の施工区域です。農地の広がり10ha以上未満です。従いまして農地区分は1種農地と判断されます。申請理由は、全体に盛土をして畑に変え、一部にとり小屋を設けたいとのことで申請地は以前昨年の12月総会にて一部を埋め土をしてとり小屋でしたが駐車場として使用されていたので、農業委員会と耕地課で指導しましたところ、指導に従いますとの回答で再度全面を盛土して畑として使用しますとのことです。
議 長 委 員	ただいまの説明の2番に関連して、12番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 12番です。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、春日住宅から北に約300mの位置にあります。被害防除の現況は、東は市道、西は田、南は道路、北も道路。申請実現の確実性は、現場指導 それに対し是正処置の為、確実である。現地調査委員としまして承認意見であります。以上、報

議 長 委 員	告を終わります。 これより、議案第6号農地の利用目的変更願について、1番、2番について、質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 「意見・質問なし」
議 長 委 員	それではお諮りいたします。議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番、2番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ————— 議案第7号 —————
議 長 事務局	次に、日程第9、議案第7号農業振興地域整備計画の変更除外について議題に供します。1番から4番について説明をお願いします。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第7号農業振興地域整備計画の変更除外についての、1番についてご説明します。 申請人は鹿児島市在住の〇〇さん、変更区分は、農用地区域除外 土地の所在は蒲生町漆字雉子段〇〇番、田 520㎡ 同字〇〇番、田 1,786㎡、所有者は〇〇さん、同字〇〇番、田 420㎡ 所有者は〇〇さん、合計3筆の2,726㎡です。変更前の用途区分は農地、補助事業はありません。変更後の用途は太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電用パネル設置のため。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、25番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 25番です。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、旧漆上公民館から西に約600mの位置にあります。被害防除の現況は、東は太陽光、西は田 太陽光申請地、南は河川、北は道路。申請実現の確実性は、周辺も太陽光発電所があり、確実である。総合意見としまして、現地調査委員としまして許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、2番について、事務局の説明をお願いいたします。 2番についてご説明します 申請人は大分県在住の〇〇さん、変更区分は、農用地区域除外 土地の所在

議 長	は、蒲生町漆字雉子段〇〇番、田 2, 3 5 1 m²、所有者は、変更前の用途区分は農地、補助事業はありません。変更後の用途は太陽光発電所です。申請理由は太陽光発電用パネル設置のため。 ただいまの説明に関連して、25番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	25番です。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、旧漆上公民館から西に約600mの位置にあります。被害防除の現況は、東は田 太陽光申請地、西は道路、南は河川、北は道路。申請実現の確実性は、周辺も太陽光発電所があり、確実である。総合意見としまして、現地調査委員としまして許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	それでは、1 番、2 番について一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第7号農業振興地域整備計画の変更除外について 1 番、2 番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第7号農業振興地域整備計画の変更除外について1 番、2 番は、原案のとおり決定いたしました。
委 員	次の、3 番については、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件として質疑し、採決いたします。 1 3 番委員の退席をお願いします。 （1 3 番委員退席）
議 長	それでは3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番についてご説明します 申請人は始良市木津志在住の〇〇さん、変更区分は、農用地区域除外 土地の所在は、木津志字立迫〇〇番 田 1, 8 8 6 m²、所有者は同じく〇〇さんです。変更前の用途区分は農地、補助事業はありません。変更後の用途は山林です。申請理由はクヌギの植林のため。
議 長	ただいまの説明に関連して、25番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委 員	25番です。農地区分は農用地区域内農地です。申請地の位置は、上脇公民館から北に約500mの位置にあります。被害防除の現況は、東は山林、西は田、南は山林、北は里道となっています。申請実現の確実性は、周囲が山林化しつつあり、確実である。総合意見としまして、現地調査委員としまして許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長		それでは、3番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第7号農業振興地域整備計画の変更除外について、3番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第7号農業振興地域整備計画の変更除外について、3番は原案のとおり決定いたしました。
	委 員	（13番委員 着席）
議 長		次の、4番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	4番についてご説明します。 申請人は始良市の〇〇社、変更区分は、農用地区域除外土地の所在は、加治木町木田字ユル木堂〇〇番地 田 99㎡、所有者は、〇〇さんです。変更前の用途区分は農地、補助事業はありません。変更後の用途は一般住宅です。申請理由は住宅建設のため。
議 長		ただいまの説明に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	11番です。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、木田土地改良区から北に約350mの位置にあります。造成工法は、盛土0.5～1.0mです。土留め工法は、L型擁壁1.0mです。被害防除の現況は、東は田、西も田、南は道路、北は田。条件及び特記事項は、住宅建設の為、農振地域整備計画変更であり、隣接農地への日照確保が必要であるが敷地が狭い為、緩衝地が取れず隣接農地者の同意が必要である。総合意見としまして、現地調査委員としまして保留意見であります。以上報告を終わります。
議 長		ただいま、11番委員から保留という調査結果の説明がありましたが、これについて、事務局の説明を求めます。

	事務局	この４番の申請地につきましては、先ほど現地を見て頂いたとおり、北側、西側の耕作地に確実に日照の影響がございますが、耕作者及び地権者の同意の状況がわからず、現在農地法では一律に同意書を求めることはできませんが、転用者が直接隣接耕作者に同意を求めればその結果被害防除計画書の２番の４のとおり、隣接農地の所有者より耕作者について同意を取りましたと書いても、県の方としては、構わないと言う事になりますので、現在、耕作者の及び地権者の同意はありませんので、この案件については、今回保留にした方がよろしいかと考えております。ただこの現地につきましては、１種農地であり補助整備がされておられません。農地の広がり、高速道路から北側の方が約１２町、南側が１４町ありまして、約２６町の農地の広がりがありますので、１種農地となります。申請地の南側 高速道路地の向かい側、そこは、第１種農地の都市計画区域内です。その申請地の所の方にトンネルが通っておりますので、集落接続で許可の例外で取れますが、同意がない為農業委員会としては、保留になるのではないかと思います。
議 長		１１番委員、また事務局から説明がありましたが、４番について、何かご質疑はありませんか。
	委 員	議長
議 長		２番委員どうぞ。
	委 員	２番です。ただいま保留という意見でしたが、私もその方が良いと思います。何故ならば先者の持ち主は、当時基盤整備はされておられません、基盤整備の反対者であったと思います。それと不法投棄もしてあります。今朝、隣の住民に聞いた話しですが、「農業委員会で許可すれば、土地改良区も困る」とのこと。慎重に検討する必要があると思います。以上です。
議 長		何か、他に質問ありませんか。
	事務局	議長
議 長		事務局どうぞ
	事務局	今回は、農業地区域除外ですが、仮に農業地区域で転用申請をした場合、申請地に資材が置いてあって、違反転用状態になっていた場合、その問題を解決して頂きたい。また住宅会社〇〇で許可を取ってまだ着工していない案件がありますのでその関係です。用水とか排水その件について除外になって転用申請があった場合また、詳しく協議して行きます。転用の項目について審査して行きたいと思います。
議 長		何か、質問はありませんか。 それではお諮りいたします。

議 長	議案第 7 号農業振興地域整備計画の変更除外についての 4 番については、保留の回答をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 委 員 議長
	5 番委員どうぞ
議 長	委 員 5 番です。私は、加治木で地元なので今日始めて申請を見て何故あの狭い所に家を建てなければならないのか、現地を見て道路沿いならば良いが嵩上げして 7 m も 8 m もある家を建てられたら、周辺の田んぼなんかたまったものではない。広さからいって、緩衝地も取れないし L 型擁壁を入れられたら、その後、田んぼの耕作に影響が出るため、周辺の方からの許可を得られるのか疑問に思う為、今回は保留にしてじっくり検討するべきだと思います。
議 長	貴重なご意見ありがとうございます。不法投棄も含めまして、また資料も整っておりませんので、皆さん如何でしょうか。
議 長	委 員 議長
	2 6 番委員どうぞ
議 長	委 員 2 6 番です。私も本日現場を確認しましたが、何故あの田んぼの三角の所に家を建てようとしているのか、非常に不思議に思いました。何かその後に思惑があるのではないだろうか、その思惑を確認する術はないか、皆さんも思われたはずです。その後に意図があるかも知れない。そのような事の確認を農業委員会でする方法はないかという事を皆さんで考えて頂きたい。保留の趣旨を掴んで頂きたい。私はあの場所を見て感じました。以上です。
議 長	2 2 番委員から、経過報告を説明頂きましたが、これも含めまして何かご意見は、ありませんか。
議 長	委 員 議長
	7 番委員どうぞ
議 長	委 員 7 番です。保留という事で賛成ですが、申請者に対して若干説得力に欠けるとおもいます。この地域振興地域が地域に網を掛けられない。この 1 枚 1 枚の田んぼという理由がない。この地域にここは、樹園地に相応しいとか、連坦性とか地域の土地改良区を含めてその人達の意向というのが大きく田んぼのど真ん中から除外できない県農道沿から商業化してくるそれから、山手の方から山林に対してくる。やむを得ずこれは、除外を認めます。という流れで今までやって来ていると思います。田んぼが作れないという条件を放棄して田んぼとしての務めがなされていない。田んぼに障害があるなら高速道路が影を指す。とか

議 長 事務局	なら除外という事もありますが、あそこに対しては、そういうのが発生しない中で、ただ目的は宅地として売りたいという事だと思います。そうした場合近辺の方々を含めて行政に対する依頼がこの道路沿いは田んぼが出来ない。との不満が発生すると思います。単発的なものが発生すると如何なものかと思います。周囲の同意が最優先だと私は、思います。それが説得する中の保留の条件だと先方に理解して頂くしかないと思います。ただ理由を付けないで農業委員会が保留とする結論は、私は不足だと思います。 ありがとうございました。 議長
議 長 事務局	事務局どうぞ そのとおりだと思います。住宅会社〇〇が周囲の同意を取った場合許可になる為、慎重に対応して行きたいと思います。 1 1 番委員から報告がありましており、保留で処理をいたします。 市長にも保留ということで、回答したいと思います。
議 長 委 員	今、事務局から説明がありましており保留でよろしいでしょうか。皆さん如何でしょうか。 議長
議 長 委 員	1 3 番委員どうぞ 1 3 番です。先ほど事務局の方から、住宅会社〇〇から周囲の同意を取ったら許可になるという話でしたが、それは、止められないという事でしょうか。
議 長 事務局	事務局、お願いします。 この案件につきましては、確実に日照条件に影響を来たすものがある為、隣接の所有者及び耕作者の同意が必要になると思います。被害防除計画に同意が書いてあれば、農業委員会の方としましても受理したいと思います。
議 長 委 員	1 0 番委員どうぞ 1 0 番です。日本人は、米が余って、私たちも米作り農家でありながら昼は、ラーメンやそばを食べている時代です。私が住宅会社〇〇なら土地を安く購入して儲かる対称になるところではないかと思います。今、事務局から説明がありました通り周囲の同意書があれば許可せざる得ないわけですね。相手の目論見としては田んぼに少しお金をだして同意書を取れば許可を受けられる事になります。県の指導もそうなのでしょう。保留の理由としては、隣接地の同意

		書以外には方法は、ないわけですね。将棋で言うなら王手をかけられている状態ですね。
議 長	事務局	議長
		事務局どうぞ
	事務局	その通りです。 細かい処理については、また農地転用の際、慎重に審査、検討したいと思います。
議 長	委 員	議長
		7 番委員どうぞ
	委 員	7 番です。除外するという事になれば、その審査の皆さんがどのように考えているのか、それ以外に選択肢は無い訳ですね。それなら仕方が無いのではないのでしょうか。同意書を変更しなさいという指導をして、同意書がくれば許可しなければならないという事です。
議 長	事務局	議長
		事務局どうぞ
	事務局	同意があれば農振の農用地区除外になった後の農地転用の申請がでて来た場合には住宅会社〇〇さんの転用許可を取られてまだ着工していない箇所、それと現地は、今資材置場として使用されていますので始末書の添付か排水、用水路の関係とか細かいところが審査の対象になりますので、そこをきちんとしていただかないと農地法の許可は、出来ないという事になります。
議 長	委 員	議長
		2 6 番どうぞ
	委 員	2 6 番です。やはり農業委員会というのは、しっかりと対応できる組織でなければいけないと私は、思っております。何故ならば、住宅会社〇〇にしる、〇〇にしる私は、小さい頃から知っている仲です。 あまりにも宅地造成、宅地造成という事で田んぼ、畑がなくなっていく事を真剣に農業委員会としては、どこかで歯止めをかけていかなければならないと思っています中で、今回の現地調査をやりましたけど大雨により、水害が起きたときの対策をどうするか。田んぼ、畑が無くなれば大変な事になりますよ。宅地造成されて、コンクリート化されてどうするか用水、排水はと、そういうことになって行きますから、私はあえて、必ず不動産屋は利益を求めているので

	すよ。慈善事業ではありませんから、活動費の為に幾らでも安い田んぼや畑を買って、造成して売り上げを伸ばして行きたいと彼らは、思っています。でもそこで場所が違うんじゃないかというようなことをこの農業委員会の総会で議論して歯止めをかける事が農業委員会の役目では、ないでしょうか。何故保留にするのかを掘り下げて農業委員会のあり方を再度考えて行くことが我々の責務であると私は、思っております。以上です。
議 長 委 員	貴重な意見ありがとうございます。皆さん如何でしょうか。4番について事務局から、説明がありましたが7月の総会での4番について、今月は、保留という形を取らせて頂いて、皆さんの意見も考慮して検討して頂きたいと思います。賛成の方は、挙手をお願いします。 「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第7号農業振興地域整備計画の変更除外の4番については、保留することに決定いたしました。 ————— 議案第8号 —————
議 長	次に、日程第10、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画賃借の意見決定について議題に供します。 1番から3番について事務局の説明を求めます
事務局	それでは、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画賃借の意見決定についてご説明致します。総会資料は、17ページとなります。今回は平成28年Ⅱ期分の3件です。 今回の中間管理事業における利用権設定については、1番、2番、3番共に機構事業を活用し利用権を設定する地域集積協力金予定であります。1番につきましては、まだ集積した地域の2割になっていないとの事です。 1番 借人 鹿児島市の法人〇〇社 貸人 加治木町小山田在住の〇〇さん。土地の所在が加治木町小山田字山下〇〇番地〇、田の1, 256㎡です。契約の種類は、使用貸借権で契約期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間です。再配分予定者は、加治木町反土在住の〇〇さん。 2番 借人 鹿児島市の公益財団法人〇〇社 貸人 西餅田在住の〇〇さん。土地の所在が蒲生町米丸字新田〇〇番地、田の1, 108㎡です。契約の種類は、貸借権で契約期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間です。賃借は物納の粳〇〇kg〇俵となっております。再配分予定者は、蒲生町米丸在住の〇〇さん。 3番 借人 鹿児島市の公益財団法人〇〇社 貸人 西餅田在住の〇〇さん。土地の所在が蒲生町米丸字新田〇〇番地、田の1, 205㎡です。契約の種類は、貸借権で契約期間は平成28年9月1日から平成38年8月31日までの10年間です。賃借は物納の粳〇〇kg〇俵となっております。再配分予定者は、蒲生町米丸在住の〇〇さん。以上、議案第8号の説明を終わります。

議 長		それでは、1番から3番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
	委 員	[質疑なし]
議 長		それではお諮りいたします。 議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	「全員挙手」
議 長		全員賛成ですので、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸借の意見決定についての、1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	資料の1ページ7番、申請人〇〇さん、こちらの方が今月の総会第2号議案で承認されましたので、削除の方をお願いします。 続きまして、3ページ32番、申請人〇〇さん こちらの方が今月の3号議案の2番で承認されましたので、削除してください。 続きまして、4ページ41番、こちらにつきましては、先月22番委員から指摘及び質問があった事項になります。申請人〇〇さん こちらの方が7月総会の中間管理機構の1番で承認されました。申請内容が売り渡しですが、売り渡しが難しいという事で中間管理機構をお勧めしました。中間管理機構との利用権をもって承認という形になります。 続きまして、4ページの48番、申請人〇〇さん こちらの方も先月22番委員から指摘があった案件です。4月総会の利用権の111番で承認頂きましたので、削除して下さい。以上で報告を終わります。
議 長		あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
	委 員	議長
議 長		21番委員どうぞ
	委 員	21番です。資料の50番について、〇〇さんも田んぼの周りは、ほとんどの方が作っていらっしゃるいません。何人が紹介しましたが、使用貸借なら来年

議 長 事務局 委 員	耕作しても良いという方がいました。その辺を〇〇さんと交渉しました。 事務局いかがでしょうか。 この件につきましては、〇〇さんに連絡を取りまして、3人と使用貸借ならばという事で話しをさせて頂き、その後、21番委員さんと調整をさせて頂きたいと思います。宜しく、お願いします。 議長
議 長 委 員	10番委員どうぞ 10番です。この受付日の件です。総会の提案というところに平成22年と書いてあります。今、平成28年ですから受付してから6年が経過していますので、このような事なら、農業委員会に依頼したが、まだ保留のままだと不満を持っているのではないだろうかと思いますので、3年を経過したものについては、経過報告するべきではないでしょうか。皆さんも忙しいと思いますが、そうしなければ何の為の農業委員会なのかという事になるのではないのでしょうか。検討してください。
議 長 事務局	貴重なご提案ありがとうございました。 議長
議 長 事務局	事務局どうぞ こちらのあっせんに関しては、各市町村で取扱が違います。始良市は、合併時に何年保存とかの取決めがなかった為 いつまで残して良いのかの規定がないので、本人に確認後、取り消しも検討したいと思います。何年保存したらよいのか基準値があれば事務局としても処理し易いと思います。この場で内規という形で決めては、どうでしょうか。
議 長 委 員	ありがとうございました。 ただいまの、事務局及びあっせん委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 議長
議 長 委 員	5番委員どうぞ。 5番です。私も1件携わっている案件があります。期間を定めて経過報告をしないと、農業委員会は、何をしているのだらうという事になります農業委員から5年くらい経過したものについては、中間報告をして頂きたい。

議 長 事務局 委 員	農業委員会として、この様に努力していますが、期待に応えられない状況だと報告をすれば、気にかけてくれているのだと安心するのでは、ないでしょうか。 貴重なご意見ありがとうございます。 はがき等を使って、年数が経過した場合は、事務局の方から経過報告をするという事で、どうでしょうか。事務局どうですか。 はい、それでは、5年を経過した場合には、文章を出すという事で、事務局の方で考えたいと思います。その場合、5年を経過していますが、どうしますかという文章なのか、取り消しをして頂けないか。のどちらの文章を使うのかこの場で、教えていただければ、それに従って作成したいと思います。 議長
議 長 委 員	13番委員どうぞ。 13番です。私は、中山間地帯に住んでいますが、2件ほどお預かりしている案件があります。平成21年、平成22年です。21年のところはまだ、1年しか経っていないのですが、ほぼ山林化しております。それを5年間置くと非常に様変わりすると思います。永く経過しても借り手のない場所は、農地として利用できない場所ではないでしょうか。私は、そう思います。もう少し期間を短くして、3年くらいが妥当では、ないでしょうか。
議 長 事務局	貴重なご意見ありがとうございます。 事務局お願いします。 了解しました。貸付期間は3年、売渡期間は5年過ぎたものを対象に文章を送り、削除するよう進めたいと思います。文章の内容につきましては、事務局で案を出させて頂きたいと思いますので、2ヶ月程度猶予を頂きたいと思います。通知は、10月までには出したいと思いますので、その旨宜しく願いいたします。
議 長 委 員	ありがとうございました。 他にありませんか。 議長
議 長 委 員	2番委員どうぞ 2番です。私の方で2ページの19番、28年2月にあっせんの申請が出たのですが、実際この田んぼに行ってみましたが、自分の記憶の中で耕作されていないなと思っていて父親に聞きましたら、65年くらい何も植えていない場所で、事務局に確認したら、あっせんの希望があれば断れないという事でした。

議 長	やはり、各担当地区がある訳ですから、おかしいと連絡頂ければ、自分で見に行って、60年以上作っていなければ、そこからまた3年置くとどんなもんかなと思います。特に私たちは、中山間地域に居れば、今後もどんどん同じ内容の案件が出てくると思います。
事務局	事務局如何でしょうか。
議 長	受付したら、拒否できないという事がありますので、受付させて頂いてから、特別な案件につきましては、総会の場で協議して行きたいと思います。 ありがとうございます。他にご意見ありませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画 合意解約 —————	
議 長	次に、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。7月は、4件が提出されております。 内容については、別紙、合意解約7月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解方よろしくお願いいたします。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— その他 —————	
議 長	その他で何かございませんか。
委 員	議長
議 長	7番委員どうぞ。
委 員	7番です。地主さんが裁判所に財産放棄の手続きをしたので、これからは家の田んぼには、一切触らないで欲しいという一方的な電話が来ました。協定面積の中に対象者が2人ほどいます。連絡者は所有者の息子さんで、子供さん達が協議した上で相続しないということになったと思います。このような経緯に対してどう対処してよいのか。過去このような案件が今あるのかお尋ねします。

議 長	局長どうでしょうか。
局 長	お答えします。今、7番委員からのご質問に関しては、農業委員会の方には、現在、そのような相談は来ていません。利用権設定の有無については、地番等を調べてみないとわかりませんので、本日ご回答という訳には行きませんが、7番委員の案件が利用権設定されていればその後、調べて進めて行きたいと思っています。
議 長	他にありませんか。
委 員	議長
議 長	13番委員どうぞ。
委 員	13番です。7番委員と同じような事です。 私の地域にも相続権放棄をして、放置された農地があります。基盤整備をされた土地も含まれています。そこを事務局に何回か相談したところ、触らないでくれと、また相続権放棄をされた遺族の方も触らないでくれというので、手を付けられない状態でした。1ヶ所は、藪が茂って半湿田のようになって猪が入って、猪の巣になると思って私は、無断で草払いをしました。もしこれが裁判沙汰とかになった場合はどうするのかと家族に心配されましたが、周りの意見も、また、それがどのような形で帰って来るのか半心配ですが農家の実情も裁判になった場合訴える機械があるのでは、ないかと期待しています。是非、農業委員会事務局の方でももう少し役所の型に捕られることなく、農地を守るのは、行政ではないと思います。農家だと思えます。幾ら書類上で農地を守っても農家の人がこれは、農地ではないと言えば農地ではない訳です。やはり農地を守るべきところは、農業委員会がもう少し守るという姿勢を持って頂きたいと思います。
議 長	ありがとうございます。7番委員の意見を合わせて、事務局で時間を作って頂きたいと思います。 次に、来月の現地調査・総会の日程についてですが、 現地調査は、8月24日 水曜日に、 総会は、8月31日 水曜日に開催予定でよろしいですか。 それでは、現地調査委員についてですが、7月の現地調査において、調査委員の都合により調査委員の変更がありましたので、 8月24日の現地調査委員は、1班を、7番委員、13番委員、17番委員に、2班を、18番委員、19番委員、20番委員にお願いしたいと思います が、よろしいでしょうか。 それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いします。 以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 その他に委員からご発言はありませんか。

議 長	委 員	「発言なし」
	事務局	ないようですので、事務局からありませんか。
議 長	事務局	農地パトロールについて資料により説明 農業委員会等に関する法律の改正に伴う今後のスケジュールについて説明
	事務局	それでは以上をもちまして、平成２８年度第４回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
		〔閉会〕
	事務局	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____